大阪府地域づくり団体協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、「大阪府地域づくり団体協議会」(以下「協議会」 という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、会員相互の連携により、地域づくりのための活動・研修等を行う民間団体(以下「地域づくり団体」という。)への情報提供を行うとともに、地域づくり団体相互の交流を推進し、もって民間による自主的・主体的な地域づくりの取組みを促進することを目的とする。

(事業)

- 第3条 協議会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 地域づくり団体相互の交流
 - (2) 地域づくり団体に対する情報提供
 - (3) その他必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、大阪府総務部市町村局振興課、府内市町村企画担当課等及び市町村が推薦した地域 づくり団体より構成する。

(入会及び退会)

第5条 協議会の目的に賛同し、会員として入会しようとするものは、次の書類をもって会長に申請し、 その承認を得なければならない。

- (1) 入会申込書
- (2) 市町村の推薦状
- (3) その他活動目的及び内容を示す書類
- 2 退会しようとするものは、会長に退会届を提出しなければならない。
- 3 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。
 - (1) 地域づくり団体全国協議会を退会した場合(退会したものとみなされた場合も含む。)
 - (2) 音信不通等の事情により、会長が活動実態を確認できない場合

(役 員)

第6条 協議会に、会長を置く。

2 協議会には、副会長を置くことができる。

(役員の選出)

第7条 会長は、大阪府総務部市町村局課長補佐をもってあてる。

2 副会長は、会長が選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

(地域づくりコーディネーター)

第9条 協議会の事務局に、地域づくりコーディネーターを設置することができる。地域づくりコーディネーターは、次の事業を行う。

- (1) 地域づくり団体に対する情報収集
- (2) 地域づくり団体に関する情報提供
- (3) 全国研修交流会、コーディネーター情報交換会への出席
- (4) その他必要な事項

(役員の任期)

第10条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、大阪府総務部市町村局振興課に置く。

(総 会)

第12条 総会は、会員が出席してこれを開催する。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 規約の制定又は変更
 - (2) その他会長が必要と認める事項

(総会の召集、運営、議決)

第13条 総会は、会長が召集する。

- 2 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(書面表決)

第14条 会長は、第12条第2項の事項について、書面をもって表決を求めることができる。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附則

この規約は、平成6年9月28日から施行する。

附則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成13年1月30日から施行する。

附則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成20年8月1日から施行する。 附 則 この規約は、令和4年4月1日から施行する。